

論文の内容の要旨

論文題目 米国の高等教育における個人寄付の拡大に関する研究

氏名 福井 文威

本論文は、1970年代から1990年代の米国の高等教育に着目し、米国の高等教育における個人寄付の拡大を制度的側面より解明することを目的としたものである。以下に、各章の内容を整理しながら得られた知見についてまとめていくこととする。

序論では、本研究において明らかにする課題、本研究の着眼点、及び、その特色について示した。本研究の特色は、第1に、国内の高等教育研究で学術的研究対象としてこれまで十分に検討されてこなかった「慈善寄付控除制度」に着目し、「慈善寄付控除制度」という視点から米国高等教育の社会規定条件を捉えなおすこと、第2に、米国の高等教育における個人寄付の拡大要因に関して、先行研究で重視されていない変数の影響を検証する点にある。これらの目的を達成するために、具体的には、次の2つの研究課題を提示した。第1の課題は、1970年代から1990年代の慈善寄付控除制度の制度改正時における高等教育関係者の主張に着目し、当時の連邦議会議事録、新聞記事、大学団体報告書等の文献資料より、米国の高等教育関係者が慈善寄付控除制度をどのように位置づけ、これを活用してきたか把握することである。第2の課題は、「政策要因」、「機関要因」、「経済要因」が高等教育に対する個人寄付のトレンドに及ぼした影響について定量的に把握することである。特に、連邦政府の評価性資産に関する慈善寄付控除制度の存在と株価の上昇の複合的要因が高等教育に対する個人寄付の拡大に影響を及ぼしているという仮説の妥当性を検証することを、本研究の課題として明示した。

第1章「先行研究のレビュー」では、質量ともに豊富な「高等教育に対する寄付」を分析対象とした米国の研究動向を整理し、この研究分野の課題について言及した。1980年代以降、米国においては、

高等教育に対する寄付を規定する要因を解明しようとする研究が発展し、様々な変数を使用され、分析がおこなわれている。これら米国の研究動向を踏まえた上で、この分野の研究をより進展させるために重要と思われる課題として、次の3点を挙げた。第1は、これまで複数の研究で、高等教育に対する寄付の拡大を支えた要因に「株価の上昇」が指摘されているが、そのメカニズムについては、必ずしも明確に示されていないことである。一部の研究では、株価は寄付者の富や経済状況を代替する指標として扱っており、潜在的な寄付者は、景気が良くなると自然と高等教育に対して多くの寄付をすることを暗に前提としている。そのため、個人寄付拡大のための政策的含意が、米国の事例より導き出せない状況に陥っている。第2は、高等教育に対する寄付を規定する実証研究において扱われた変数において「慈善寄付控除制度」の影響を取り上げた研究は、米国においても不足していることが指摘されており、特に連邦政府の「評価性資産に対する慈善寄付控除制度」が高等教育に対してどのような影響を与えたかについては、実証研究が不足している状況にある。第3に、先行研究では、高等教育に対する個人寄付に影響を与える要因として、複数の要因が指摘されているが、その相対的な影響力が十分に検証されておらず、近年、米国においても各要因の相対的な影響力を定量的に把握することを試みた研究が進展していることを確認した。

第2章「米国の高等教育における個人寄付の概観」では、米国の高等教育財政の枠組みを提示した上で、1960年代から現在までの高等教育財政の推移を確認し、その特徴を整理した。この結果、(1)米国の高等教育における寄付は、安定して現在の高い寄付水準を維持してきたのではなく、特定の時期に急拡大しており、1970年代から1990年代は高等教育への寄付が「停滞期」から「拡大期」へと転換した時期として位置づけられる。(2)この寄付総額の拡大に関する、寄付主体別の寄与率を算出した結果、個人からの寄付が1980年代の拡大期の約5割、1990年代の拡大期の約6割を占めており、個人寄付の拡大が、高等教育に対する寄付総額の拡大に大きく寄与したことを確認した。また、(3)この時期の高等教育に対する個人寄付のトレンドは、非営利団体全体の個人寄付の推移と比較しても、突出して上昇率が高いことを確認した。

第3章「米国の高等教育と連邦寄付税制の変遷」では、連邦議会議事録、新聞記事、大学団体報告書等をはじめとする文献資料を用い、慈善寄付控除制度の制度改正時における高等教育関係者の主張を跡付け、米国において高等教育関係者が慈善寄付控除制度をどのように位置づけ、これを活用してきたのかを把握することを試みた。上記の文献資料より確認出来た主要な点について整理すると、次の通りである。(1)米国高等教育においては、寄付は、政府や市場を介して高等教育機関に流れる資金とは異なった性質を持ち、代替不可能な資金として位置づけられ、米国高等教育の「多元性」、及び、「自律性」を特徴づけるものとして捉えられてきた。(2)米国においては株式・土地・不動産等の評

価性資産の寄付が教育機会の提供、教育研究環境の質改善に使用されており、そのような寄付は、連邦政府の評価性資産に関する慈善寄付控除制度の存在を前提として成立しているものと認識されている。(3) しかしながら、当該制度は、1970年代には福祉国家的政治思想からの批判と同時に、「税の公平性」という観点から高所得者を優遇する税制度としてみなされ、社会的批判の対象となった。また、1980年代の第2期レーガン政権においては、「税の公平性」と「簡素化」という理念の税制改革の下、評価性資産に関する慈善寄付控除制度を著しく制限する税制改正が行われた。その後、この制限は、1993年の包括予算調整法において解除されるが、評価性資産に関する慈善寄付控除制度は、1980年代後半から1990年代前半に著しく制限された。(4) こうした慈善寄付控除制度に対する批判に対して、高等教育関係者をはじめとする非営利団体関係者が反論を繰り返すという構図があり、特に、1986年の税制改正後は、小規模カレッジから大規模研究大学にわたり、高等教育セクター全体で寄付が大きく減少し、教育研究の質に影響を及ぼしている実態を、連邦議会公聴会、議員への陳情を通じて繰り返し訴えて来たことを資料より確認した。これらは、米国の高等教育セクター全体が歴史的に、評価性資産に対する慈善寄付控除制度を活用し、米国の高等教育を支える制度として重要視してきたことを示すものといえる。

第4章「米国の高等教育における個人寄付の時系列分析」では、1980年代以降の米国の高等教育における個人寄付の拡大要因を解明するに当たり、資本市場と連邦政府の慈善寄付控除制度の影響に着目し、実証分析を行った。特に、従来の研究において、米国の高等教育における個人寄付が株価と強く連動することが指摘されてきたことに着目した上で、本研究では、株価と個人寄付が連動するためには、評価性資産を寄付した場合に適用される連邦政府の慈善寄付控除制度が前提条件として必要であるという仮説の妥当性を、時系列分析より検証した。その結果、当該制度が制限された時期においては、株価の個人寄付に対する影響力が低下していることが見出され、株価の上昇は、高等教育における個人寄付が急激に拡大する十分条件とはならず、連邦政府の慈善寄付控除制度が媒介することで、強い影響力を持つことを示した。

第5章「米国の高等教育における個人寄付のパネル分析」では、第4章の時系列分析の結果を踏まえた上で、時系列分析では対応することが困難な「機関要因」や「各高等教育機関の観察出来ない異質性」を考慮し、「政策要因」、「経済要因」、「機関要因」が各高等教育機関の個人寄付の推移にどのような影響を与えているか検証するため、高等教育機関類型別のパネルデータ分析を行った。この分析結果より特に強調されるべき点は、次の2つである。第1に、各高等教育機関の観察出来ない異質性の影響を排除し、かつ、高等教育機関の規模（学生数、学生1人当たり卒業生数）、寄付募集努力（卒業生寄付勧誘率、学生1人当たり基本財産額）といった「機関要因」を統制した上で分析した場合に

においても、評価性資産に関する慈善寄付控除制度と株価の複合的要因の影響力は残るという点である。第2に、この連邦政府の評価性資産に対する慈善寄付控除制度が与える影響は、特定の大学群のみではなく、本研究で対象とした私立博士研究型、私立修士型、私立学士型、州立博士研究型の大学の個人寄付額に影響を与えているという点である。

以上の分析結果から総合的に示されることは、高等教育における個人寄付を拡大させた米国高等教育の事例においては、好景気時に資本市場で拡大した資産を寄付へと誘導する「評価性資産に対する慈善寄付控除制度」が重要な役割を果たしていたという点にある。これは、米国の高等教育が個人から巨額の寄付を集めるように至った事実を説明する上で、これまでしばしば我が国の高等教育研究で指摘されてきた米国特有の宗教文化に根を持つ博愛精神、高等教育機関による積極的な寄付募集活動やそのノウハウとは異なる側面であり、それを支える制度的前提に対する高等教育関係者の理解が、今後、我が国においても求められてくることとなるだろう。